

《愛知県、岐阜県内での中間検査申請、完了検査申請時に提出する図書一覧》

番号	図書名	愛知県 〔以外の市町村〕	名古屋市	豊橋市	豊田市	岐阜県	様式の無	提出部数
							(ダウンロード)	
中間検査	1	中間検査申請書					有 (できる)	1
	2	委任状(確認申請時に中間検査申請業務を委任されていない場合)					有 (できる)	1
	3	軽微な変更説明書(該当する場合)					有 (できる)	2
	4	工事施工者届(未定若しくは変更があった場合)					有 (できる)	2
	5	工事監理者届(未定若しくは変更があった場合)					有 (できる)	2
	6	工事写真(法第7条の5の検査の特例(法第6条の4の確認の特例)を受けようとする場合) 屋根の小屋組の工事終了時 構造耐力上主要な軸組、若しくは耐力壁の工事終了時 基礎の配筋の工事終了時			3		無 (任意)	1
	7	くいの施工報告書(法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物の場合)					無 (任意)	1
	8	配筋写真及び鉄骨写真(法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物の場合) 1					無 (任意)	1
	9	下記の図書(法6条第1項第1号又は第4号に掲げる建築物の場合) 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 令第46条第4項の規定による必要壁量の計算書		2			無 (任意)	2
完了検査	1	完了検査申請書					有 (できる)	1
	2	委任状(確認申請時に完了検査申請業務を委任されていない場合)					有 (できる)	1
	3	軽微な変更説明書(該当する場合)					有 (できる)	2
	4	工事施工者届(未定若しくは変更があった場合)					有 (できる)	2
	5	工事監理者届(未定若しくは変更があった場合)					有 (できる)	2
	6	工事写真(法第7条の5の検査の特例(法第6条の4の確認の特例)を受けようとする場合で、中間検査後に行われた工事に係るものに限る) 屋根の小屋組の工事終了時 構造耐力上主要な軸組、若しくは耐力壁の工事終了時 基礎の配筋の工事終了時			3		無 (任意)	1
	7	くいの施工報告書(法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物の場合であって、直前の中間検査後に行われた工事に係るもの)					無 (任意)	1
	8	配筋写真及び鉄骨写真(法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物の場合であって、直前の中間検査後に行われた工事に係るもの) 1					無 (任意)	1
	9	浄化槽工事完了報告書及び第7条検査依頼証明書類(振込金受取書等)	4		4	4	有 (県様式)	1式
	10	屋外広告物許可書の写し(許可の必要な場合で未提出の場合)					-	1
	11	緑化施設工事完了届(副本)及び緑化率適合証明等通知書の写し又は緑化施設工事完了延期認定申請書(副本)・認定通知書の写し (都市緑地法の緑化率の適用がある場合)					-	1
	12	工事完了の検査済証の写し (都市計画法第29条開発許可、宅地造成規制法第8条許可を受けた場合)	()	()	()	()	-	1
	13	令第138条第1項又は第2項に掲げる工作物(昇降機を除く。)にあっては、鉄筋コンクリート造の部分における配筋の状況又は鉄骨造の部分における仕口その他の接合部等を写した写真					無 (任意)	1
	14	省エネ基準工事監理報告書(省エネ適判がある場合) 5					有 (できる)	1

1 【配筋写真】(次に掲げる箇所のうち、該当するものについて1枚以上提出してください。)
杭頭・基礎・地中梁・各階主要構造部(柱、梁、スラブ、壁)・スリーブ補強・開口補強・片持ちスラブ・階段
【鉄骨写真】(次に掲げる箇所のうち、該当するものについて1枚以上提出してください。)
建方完了時における柱脚部のおさまり・柱梁の仕口・継手・壁ブレース端部
2 確認申請図書に未添付の場合のみ提出してください。
3 法第6条第1項各号に掲げる建築物(法第7条の5の適用を受けるものを除く。)も必要となります。
4 検査済証交付要件ではありませんが、浄化槽を設置した場合は速やかにERIに提出してください。(愛知県浄化槽指導要領 第3)
5 省エネ適判がある場合は、別添の「省エネ基準に係る完了検査・工事監理の注意事項」をご確認ください。
() 開発、宅造の完了検査が終了し、現場の補正が残っていないことを確認できた場合は提出する必要はありません。
(部数) 2部提出とある図書は正本1部と副は写しで構いません。
() 添付図書には設計者の記名押印が必要となります。
裏面に参照条文を記載しています。

建築基準法施行規則

第4条の8 法第7条の3第1項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の10において「中間検査申請書」という。）は、別記第26号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類
- 二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
- 四 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 五 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状

2 法第7条の3第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第4条の11の2 第4条の8の規定は、法第7条の4第1項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第4条の12の2第1項及び第4条の14第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条の8第2項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

名古屋市建築基準法等施行細則

第6条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物に係る法第7条の3第1項の規定による検査の申請書には、規則第4条の8第1項第4号の規定により、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) くい施工報告書
- (2) 配筋写真及び鉄骨写真
- (3) その他建築主事が必要と認める書類

2 法第6条第1項第1号又は第4号に掲げる建築物に係る法第7条の3第1項の規定による検査の申請書には、規則第4条の8第1項第4号の規定により、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号から第3号までの図書については、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請に当たって添付しなかった場合に限る。

- (1) 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合の方法を明示した図書
- (3) 令第46条第4項の規定による必要壁量の計算書（別記第9号様式）
- (4) その他建築主事が必要と認める書類

建築基準法施行規則

第4条 法第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。）は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）
- 二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写し
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあっては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第2項の規定による判定を受けた場合にあっては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあってはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）
- 五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
- 六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 七 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状

2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第4条の4の2 第4条の規定は、法第7条の2第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第4条の5の2第1項及び第4条の7第3項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第4条第2項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

名古屋市建築基準法等施行細則

第5条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物に係る法第7条第1項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請書には、規則第4条第1項第6号の規定により、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) くい施工報告書（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- (2) 配筋写真及び鉄骨写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- (3) その他建築主事が必要と認める書類

豊橋市建築基準法施行細則

第4条 省令第4条第1項第3号の規定に基づき工事監理の状況を把握するため、特に必要があると認めて市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第6条第1項各号に掲げる建築物（法第7条の5の適用を受けるものを除く。）にあっては、屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事終了時及び基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時における当該建築物に係る工事監理の実施状況を示す写真（特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- (2) 政令第138条第1項又は第2項に掲げる工作物（昇降機を除く。）にあっては、鉄筋コンクリート造の部分における配筋の状況又は鉄骨造の部分における仕口その他の接合部等を写した写真